

CLOSE UP  
福祉

夏休み障害児長期休暇事業・  
障害者福祉医療費助成制度  
更新のお知らせ

■夏休み障害児長期休暇支援  
事業「こなつクラブ」

「地域活動支援センターあけぼの」では、学校が長期の休みとなる期間、障害のある児童をお預かりする事業を行っています。

- 実施期間 7月20日(木)～8月31日(木)の平日(8月14日は休み)
- 時間 9時～16時
- 場所 富家防災コミュニティセンター
- 対象 市内在住の障害のある小中高生
- 活動内容 プール、クッキング、スポーツ等
- 利用料 1時間につき100円
- 申込期間 6月1日(木)～6月30日(金)
- 申込・お問い合わせ 地域活動支援センターあけぼの ☎57-7180

■障害者福祉医療費助成制度  
の更新手続きについて

現在この制度を受けている方で、受給者証の有効期限が平成29年6月30日までとなっている方は、更新の申請が必要です。

- 申請期限 6月12日(月)
- 申請場所 福祉事務所(のいちふれあいセンター内)または各支所
- 手続きに必要なもの 印鑑・健康保険証・身体障害者手帳または療育手帳
- 前年度該当者には個別に通知をしています
- 前年度所得等により非該当となつた方も申請できます
- 対象となる所得額等
  - ・65歳未満：世帯員の所得額の合計が200万円以下
  - ・65歳以上：世帯全員が住民税非課税

問 福祉事務所 ☎57-8509

CLOSE UP  
環境

今年もやるぜよ!  
粗大ごみ試験回収!!



昨年実施した粗大ごみ試験回収を、今年も実施します(一部の種類ののみ)。受け入れ施設への持ち込みでなく、地区のごみ集積所へ出すことができます。この機会をぜひご利用ください。

●実施日

10月の各地区ビンの日(1回のみ)  
※午前8時までに出示してください

●回収場所

地区のごみ集積所

(地域が希望している集積所のみ)

※希望する地域は、当日の分別当番員を決めていただき、各町内会長・自治会長にお送りしている希望届出書を、7月21日(金)までに環境対策課または各支所に提出してください

●対象種類

- ①化粧ビン、ガラス類、陶磁器類 (いずれも割れものを含む)
- ②乾電池、温度計(水銀含有物)
- ③蛍光灯、電球、鏡
- ④硬質プラスチック類(バケツなど)、プラスチック製品(本体が商品であるもの。金属がついているものは出せません)
- ⑤傘(そのまま出してかまいません)
- ⑥ライター類

●注意事項

- 対象種類ごとに市指定資源ごみ袋で分別してください。市指定資源ごみ袋に入りきららないものは出せません。
- 各集積所の分別当番員が分別を確認するまでは、袋の口を結ばずに出してください。分別確認後は袋の口を結んでください。
- 通常のビン類も出せますが、対象種類①の「化粧ビン、ガラス類、陶磁器類」とは分別してください。

★ 普段の  
ごみ出しルールは? ★

- ①分別を徹底して
- ②市指定ごみ袋に入れて
- ③袋の口をしっかり結んで
- ④当日の朝8時までに
- ⑤指定のごみ集積所へ!

※資源の再利用と、きれいなごみ集積所の利用をお願いします。

問 環境対策課 ☎57-8508

CLOSE UP  
国保

国保には  
軽減制度があります

企業の倒産や解雇、雇止めなどの理由で失業された方は、申請により国保税が軽減されます。

■国保税軽減制度

●対象

離職日時時点で65歳未満であり、以下のいずれかに該当する方

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(期間満了などによる離職)

●軽減内容

前年中の給与所得を100分の30とみなして算出します。

- 軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで(最長2年間)

※雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります

※国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します

●申請方法

ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」と印鑑を持参し、税務収納課へ申請してください。

■所得の申告は  
お済みですか?

平成29年度の国保税は、前年中(平成28年1月～12月)の所得などを基に算定されます。申告をしていないと、所得のない世帯や少ない世帯が受けられる軽減措置(7割、5割、2割のいずれかの軽減)が受けられません。また、病院などで支払う自己負担の月額限度額が上位所得者での扱いとなつてしまいます。

所得の申告がお済みでない方は、至急税務収納課まで申告をお願いします。



問 市民保険課 ☎57-8506

CLOSE UP  
人権

毎年6月23日から6月29日は  
『男女共同参画週間』です

この週間は、男女共同参画社会基本法の目的および基本理念に関する国民の理解を深めるために設けられたものです。

■男女共同参画社会とは

「男性だから、こう」「女性だから、こう」といった考え方にとらわれずに、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また共に責任を担う社会のことです。

香南市では、男性も女性も職場や学校、地域、家庭等において、お互いがその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、「香南市男女共同参画計画」を策定しています。今後も男女共同参画をテーマにした講演会等さまざまな取り組みを進めていきます。



■みんなで取り組もう!

- 家族一人ひとりの個性・生き方・考え方を尊重し、家事、育児、介護などをみんなで協力しましょう。
- 事業者は、\*ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを進めるなど、育児や介護を担う労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。

●男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野における方針の立案・決定に参画できるようにしましょう。

※ワーク・ライフ・バランスとは…仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現できること

問 人権課 ☎57-8507